

地方独立行政法人秋田県立病院機構 秋田県立循環器・脳脊髄センター
重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託提案競技実施要領

地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「当機構」という。）の重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託に係る企画提案競技を以下のとおり実施する。

令和4年11月18日

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理事長 鈴木 明文

1 業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託

(2) 業務内容

- ① 重症度、医療・看護必要度データの精度分析及びヒアリング調査
- ② 重症度、医療・看護必要度の理解を促進するための経営幹部及び看護部幹部に対する報告会の開催及び改善策の提案

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

※契約締結日については、最優秀提案者決定後の協議事項とする。

(4) 履行場所

別添地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 委託額の上限

1,672,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案競技の概要

(1) 名称

地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託企画提案競技

(2) 発注者

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文

(3) 実施方式

公募型とする。

(4) 事務局

住所：〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター事務部医事課

電話：018-833-0115 FAX：018-833-2104

e-mail：koho@akita-hos.or.jp

URL：http://akita-hos.or.jp/

3 参加資格

- (1) 地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項及び第4項に該当しないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 令和元年度以降に本業務と同種又は類似業務（医療機関の経営改善等）について実績を有すること。

4 実施要領及び仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 配布書類

ア 地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託企画提案競技実施要領（本資料。以下「実施要領」という。）

イ 地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託企画提案競技作成要領（以下「作成要領」という。）

ウ 仕様書

(2) 交付期間

令和4年11月18日（金）から令和4年11月25日（金）午後5時まで

(3) 交付場所

実施要領については、事務局において交付するほか病院ウェブサイトに掲載する。
また、仕様書、作成要領については、2（4）の事務局において交付する。

5 参加申込み手続き

(1) 提出書類 [各2部]

ア 参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 会社概要等整理表（様式第2号）

ウ 納入実績整理表（様式第3号）

(2) 提出方法

持参または簡易書留郵便により2（4）の事務局まで提出すること

(3) 提出期間

令和4年11月18日（金）から令和4年11月25日（金）午後5時まで（郵送による場合も同日午後5時必着）とする。

(4) 資格審査

審査結果は全ての申請書提出者に通知する。なお、参加資格を有しない者に対しては、資格を有ないと判断した理由を付して通知する。

6 質問書の受付及び回答

参加資格確認申請書・企画提案書の作成又は提出に関し、疑義があるときは次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出方法及び場所

持参または簡易書留郵便、電子メールにより2（4）の事務局まで提出すること。

(3) 受付期間

令和4年11月18日（金）から令和4年11月30日（水）午後5時まで（郵送による場合も同日午後5時必着）とする。

(4) 回答方法

令和4年12月2日（金）までに全ての参加者に対し電子メールにより一斉回答する。なお、本要領及び作成要領に関する事項以外の質問は受け付けない。

7 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案に関する誓約書（様式第5号）

イ 企画提案書（技術提案）提出書（様式第6号）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 見積書・見積明細書（任意様式）

(2) 提案は1案に限る（複数の提案は不可）。

(3) 企画提案書のサイズ等は、A4版縦片面、横書きとする。枚数の制限は行わない。

(4) 提出部数

企画提案書8部（正本1部、副本7部）

ア 提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。また、見積書の内訳を添付すること。

イ 企画提案書の製本の方法は自由とするが、ページが容易に離散しないように綴じること。

ウ 代表者印は正本のみ押印すること。

(5) 提出方法及び場所

持参又は配達証明付書留郵便により2(4)の事務局に提出すること。

郵送の場合は外封筒に「提案書在中」の旨を朱書きし、親展として送付すること。

(6) 提出期限

令和4年12月9日(金)午後5時まで(郵送による場合も同日午後5時必着)とする。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 期日

令和4年12月12日(月)(予定)

午後1時～午後5時のうち、指定された概ね30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)

(2) 方法

ウェブ形式

当機構が指定する会議システム(Cisco Webex)で行うものとする。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、別途通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3名以内とする。なお、主に本業務を担当する技術者がプレゼンテーションを行うものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングで求める内容は、企画提案の表現に関する説明及び地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター 重症度、医療・看護必要度精度分析及び向上策支援業務委託企画提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)からの質疑に対する回答とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに際して、使用する説明資料等は提出された提案書の内容のみとする。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

審査委員会において、企画提案書内容、プレゼンテーション及びヒアリング内容を審査する。地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立循環器・脳脊髄センター病院長は、審査委員会からの報告を踏まえて事業者を特定する。

また、提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を審査する。

(2) 審査基準

提案者を審査する基準は、下記のとおりとする。

項目
①方針・コンセプト
②精度分析・ヒアリング調査・改善案の提案等
③実施・作業スケジュール
④実施体制
⑤見積額

(3) 審査結果の通知

審査結果については、参加者に文書で通知するほか、2(4)に掲げるウェブサイトに掲載する。なお、本審査に対する異議には一切応じない。

1.0 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、審査の対象からは除外するものとする。

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募案件の内容、またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

1.1 契約の締結

(1) 契約内容

契約候補者と、契約条件等を協議のうえ、委託契約を締結する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約者は、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。

ただし、契約の相手方が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(4) 作成部数

契約書は2通作成し、発注者及び受託者双方各1通保有する。

(5) 作成費用

契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

1 2 提出書類の取扱い

(1) 著作権及び意匠

ア 提出された提案書の著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

イ 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法により認められた場合を除き、当該第三者の承認を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

ア 発注者は本企画提案競技に関する公表、展示及びその他必要と認めるときは企画提案書が無償で使用できるものとする。この場合、提案者の名称を明示する。

イ 提出された参加資格確認申請書、企画提案書その他の書類は返却しない。

1 3 その他の留意事項

(1) 経費の負担

参加資格確認申請書及び企画提案書の作成に要した費用、旅費その他、本企画提案競技の参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

ア 手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

イ 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書は、1 2 (2) の場合を除き提案者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、事業者の選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。

エ 参加資格確認申請書及び企画提案書が、次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ②実施要領及び作成要領に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦審査委員又は事務局等関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき
- ⑧その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき

オ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

(参考)

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程

第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争見積りに当該見積りに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 (略)

3 (略)

4 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争見積りに参加させないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者